

A T法（夜朝交互立会検定法）の実施方法

1 A T法の実施にあたっての考え方

A T法による検定は、検定方法の簡易化効率化を図るものであり、かつ牛群検定事業の普及率向上に資することを目的とする。

2 A T法の実施方法

（1）実施農家の要件

- ①経産牛全頭が、牛群検定に加入していること。
- ②搾乳時刻記録タイマーが設置されていること。
- ③毎月の生乳出荷量、自家消費量を正確に報告すること。
- ④1日の搾乳間隔が安定していること。また、夜から朝の搾乳間隔が9時間30分～15時間、朝から夜の搾乳間隔が9時間～14時間30分であること。
- ⑤通年的に夜朝交互の立会検定であること。
- ⑥1日の搾乳回数が2回であること。
- ⑦その他

（2）搾乳時刻記録タイマー

自動的に搾乳時刻を記録するための装置（タイマー）は、農家負担により設置すること。

（3）検定データの取り扱い

海外のデータ取り扱いと同様にチェックを行うことを原則とする。

（4）遺伝的能力評価の扱いについては別途検討する。

（平成14年3月28日全国牛群検定推進会議）
（本方法の改正は平成28年4月1日から適用する。）

牛群検定におけるAT法の実施について

平成14年度全国牛群検定推進会議（平成14年3月28日開催）において採択された「AT法（夜朝交互立会検定法）の実施方法」に係る実務上の運用について以下のとおり実施する。

1. 検定農家の要件

「AT法（夜朝交互立会検定法）の実施方法」による。

2. AT法の実施

（1）牛群検定加入にかかる要件

①経産牛全頭が牛群検定に加入すること。

（2）夜朝交互立会にかかる要件

①通年的に夜朝交互の立会検定を実施すること。

②前月が「農家一時的検定中止」の場合、夜朝の交互性を担保するために、前々月が朝（夜）検定であれば、今月は夜（朝）に検定を実施しなければならない。

③一時的に従来の2回の搾乳に立会する検定（以下、2回検定）を実施した場合、その翌月は夜、朝検定のどちらでも可とする。

④一部の検定牛のみ2回検定を行うことは出来ない。

（3）搾乳間隔にかかる要件

①搾乳間隔は搾乳時刻記録タイマーにより計測し、一定していること。

②朝の検定の場合は、夜から朝の搾乳時間隔9時間30分～15時間以内であること。

③夜の検定の場合は、朝から夜の搾乳間隔は9時間～14時間30分以内であること。

④午前から午後（あるいは午後から午前）にわたる搾乳作業を行っている場合、AT法は実施できない。

（4）搾乳時刻記録タイマー（以下、タイマー）にかかる要件

①タイマーは、搾乳施設のうち真空ポンプ及びミルクポンプの稼働時刻を記録するために設置する。ただし、バケット搾乳等によりミルクポンプが無い場合は、真空ポンプのみの時刻を記録する。

②独立した搾乳施設が複数ある場合、一連の継続した搾乳作業が行われるのであれば、搾乳施設ごとにタイマーを設置する。一連の継続した作業が行われない場合は、AT法を実施できない。

③一基の搾乳施設内で、真空ポンプ、ミルクポンプが複数ある場合は、それぞれ中心となるポンプにタイマーを設置する。

④タイマーが故障し搾乳時刻の記録が得られない場合、

ア) 正常な搾乳時刻の記録（一定期間）が得られてからAT法を実施する。

イ) 一時的に2回検定を行う。

(5) 搾乳回数にかかる要件

- ①全検定牛の1日の搾乳回数が2回であること。
- ②1日の搾乳回数が1回の乾乳前検定牛の記録は採用しない。この場合、乾乳の報告のみ行う。

(6) その他の要件

農家は以下の2点について報告を行うこと。

- ①出荷伝票等による検定に直近の一日出荷量。
- ②自家消費量 等。

3. 検定記録の取り扱い

(1) AT法における検定日は、立会を実施した日とする。

(2) AT法を1回でも実施した場合、その乳期はAT法とする。なお、305日成績確定後にAT法を実施した場合、305日成績については2回検定とする。

(3) 「検定牛移動」または「記録できない」等の理由により、個体が夜朝立会の交互性を失う場合、非交互にAT法を行った回数を管理する。

(4) 乳量比率を下式によりチェックする。正常範囲は±10%とする。

$$\text{乳量比率} = (\text{推定後総乳量} \div (\text{出荷量} + \text{自家消費量})) \times 100$$

なお、検定組合はこの値が正常範囲から外れた場合には、その原因を調査する。

調査の結果、明らかな理由が得られない場合は、検定記録として採用しない。

(5) 乳期の公式判定

AT法の公式記録は、分娩日から乾乳日あるいは次回分娩日まで(乳期)を全て計算できるものを云い、以下に該当した場合は、非公式とする。

- ①分娩日を含めて62日以内に初回検定が行われない場合。
- ②連続して2ヶ月以上の記録が得られない場合。
- ③記録が得られないなどで記録を推定した回数が3回以上の場合。

(この運用細則は平成14年4月1日より運用する)

(この細則の改正は平成28年4月1日から適用する)